

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規定

当薬局が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めます。

1. 事業の目的

本通調剤薬局グループが行う要介護状態または要支援状態にあり(以下、「要介護者等」)、主治医による薬剤師の訪問を認めた要介護者等に対し、薬剤師が適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- (1) 要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (3) 要介護者の療養に資する等の観点から、要介護者に直接かかわる関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知りえた要介護者またはそのご家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 当社店舗の薬剤師が、医師の発行する処方箋の指示に基づいて、要介護者等の居宅を訪問し、薬剤の管理や保管、使用等に関する説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるように努めます。
- (2) サービスのご提供にあたっては、懇切丁寧に行い、わかりやすい説明を行うよう心がけます。ご不明な点、心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なくご質問・相談をしてください。

4. 職員等の体制

- (1) 各店舗において、居宅療養管理指導等に従事する保険薬剤師を配置しています。従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う人数及び保険薬局の通常業務等を勘案した必要人数を配置しております。
- (2) 常勤の管理者を1名配置しております。業務に支障がない限り当該店舗の管理者との兼務を可能とします。

5. 営業日及び営業時間

各店舗の営業時間については、各店舗詳細のページで情報をご確認いただけます。

6. 緊急時の対応

必要に応じて主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

7. 指定居宅療養管理指導等の内容

- ・処方箋による調剤（要介護者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管、管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投薬、相互作用等の回避
- ・副作用の発見、未然防止の適切な処置
- ・使用薬剤、用法、用量等に関する医師等への助言
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他の必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

8. 利用料その他費用

- (1) 利用料は介護報酬の告示上の額になります。
- (2) 利用料については、実施前にあらかじめ内容及び費用について文書で説明し、同意を得ます。
- (3) 居宅療養管理指導等に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収します。

9. 個人情報に関する事項

患者さまのプライバシーを尊重し、業務上知り得た患者さま、またはそのご家族に関する秘密を保持いたします。

10. 苦情申し立て窓口

サービスの提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、必要な措置を行います。苦情やご相談があれば、担当薬局までご連絡ください。

11. 事故処理

居宅療養管理指導等サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに患者さまの後見人及びご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. その他運営に関する重要事項

- (1) サービス担当者会議等において、利用者さまの個人情報を用いる場合には患者さまの同意、またご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意を予め文書により得ておくこととします。
- (2) 当該規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、当社が定めるものとします。